

別表

補助対象経費	
項目	内容
出演料	文化芸術活動を行う個人・団体の出演料（源泉所得税は対象外）
使用料及び賃借料	会場使用料、機材・設備・備品等の賃借料など （イベント実施日以外の日の会場使用料及び賃借料並びに補助対象者が自ら設置し又は管理する会場等の使用料は対象外）
委託料	会場設営及び運営に要する経費 舞台制作、音響・映像、舞台・展示運営等の業務に係る委託料など
人件費	当該事業に直接関わるスタッフの賃金等人件費 （補助対象者の職員等の人件費は対象外）
消耗品費	感染予防対策のための消毒液等、公演等で使用する文化芸術活動に直接必要な資材・材料等に係る経費、広報のためのチラシ・ポスター等に係る経費 （食料費、販売目的の物品及びイベント実施後に別の目的で使用できるものは対象外（例：電化製品等））
役務費	調律料、運搬費、通信費（広告宣伝に要するものに限る）、参加者に対する賠償・損害保険料など

（注）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令等により自治体から要請を受けて施設の使用をキャンセルした場合のキャンセル料を含む。